

平成 3 0 年度

「先進船舶・造船技術研究開発費補助金（革新的造船技術研究開発）」

募 集 要 領

注：本募集は、平成 30 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助金の交付決定や予算の執行は、平成 30 年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 2 月

国 土 交 通 省

1. 事業の概要・目的

国土交通省では、造船における生産性向上のための技術開発支援事業（先進安全船舶・造船技術研究開発費補助金（革新的造船技術研究開発））の募集を実施いたします。

この補助事業は、造船における生産性向上に資する「先進船舶・造船技術研究開発」に要する経費を補助することにより、当該技術に関する研究開発を促進し、もって我が国の造船における生産性を向上させ、海事産業の活性化を図ることを目的とします。

応募のあった開発案件全てにおいて、造船における生産性の向上効果等の上記目的の達成が期待できるか否かの評価を行い、その中から技術開発を支援する事業を選定することとしております。

2. 課題提案の要件

（1）対象事業

本事業は、上記1.の目的を達成するため、造船工程において用いられる生産設備・システム（これらに係るソフトウェアを含む。）等の開発（実証試験を含む。）であって、次の要件を満たす先進的な研究開発を目的とする事業を対象とします。

- ① 造船における生産性を向上する技術の確立を目指した事業であること。この場合において、当該技術は、当該技術を適用した場合に期待される生産性向上効果を明確な指標を用いて定量的に示すことができるものであること。なお、研究開発の成果が特定の建造工程の生産性向上に限定されたもの（例えば、小組立工程のみ効率化する技術）でも差し支えない。
- ② 研究開発成果の早期実用化が見込まれるものであること。
- ③ 造船における生産性向上のほか、環境への影響低減や造船技能者の安全性向上等の社会的ニーズにも相違しないものであること。

（2）応募資格

補助事業の実施を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の要件を満たす民間企業、協同組合、企業組合、有限責任事業組合、民間非営利団体、独立行政法人、一般財団法人又は一般社団法人（特例民法法人、公益社団法人又は公益財団法人を含む。）、大学等研究機関等である必要があります。

- ① 補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ② 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③ 補助事業により得られた成果を活用した設備・システム等の製造能力を有すること、又は成果を活用した製品・システム等を用いて造船業を営む能力があること。

なお、複数の者が共同で提案できます（共同で補助事業を実施する場合には、自己が実施する分に限り、上記要件を満たしてください。）。また、同一の提案者から複数の応募も可能です。

（3）募集期間等

提案を募集する期間は、下記①のとおりと致します。

提案書類（別紙3 提案書の記載要領中の各種様式）に必要事項を記載したもの及びプレゼン

テーション資料（別紙4 プレゼンテーション様式を使用）並びにそれらの写し2部と、それらの書類の電子ファイルを格納したCD-R又はDVD-Rを、募集期間内に下記②まで郵送等信書を送付できる手段により提出してください。

提案書類は、A4版で印刷し、必ず通しページを下段中央に付した上で、左上をクリップ止めしてください。また、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって提出してください。

なお、提出された提案書類等は返却致しません。

① 募集期間：平成30年2月1日～平成30年2月28日**必着**

② 提出場所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省 海事局 船舶産業課 宛

（封筒に【先進船舶・造船技術研究開発費補助金（革新的造船技術研究開発）提案書在中】と朱書き願います。）

提出された提案書類に不備がある場合には、提案書類を受理できませんのでご注意ください。

（4）補助金予算案総額、事業計画期間及び補助金の額

- ・補助金予算案総額：約3.0億円（平成30年度分）
- ・事業計画期間：平成30年度末までの間
- ・補助金の額：1/2以内（補助の対象となる経費は、「別紙A」参照）。

（5）補助対象事業規模

1件あたりの技術開発の事業費（平成30年度分）が、5百万円から1億5千万円程度。

3. 応募にあたっての留意事項

（1）法令等の適用

補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、国土交通省が定めるところにより実施されるものとします。

（2）重複補助の禁止

国から同種の主旨による補助金などの交付を受ける場合には、本補助金は交付しないものとします。また、同一の技術開発内容について、これまでに国から同種の委託費又は補助金を受けている場合は、本補助金の申請を行うことはできません。

（3）平成31年度以降も技術開発を継続する事業について

本事業に係る技術開発に加えて平成31年度以降も関連する技術開発を予定し、それらの成果を含めて先進的な技術の確立を見込む場合には、その旨を提案書に記述して頂いて構いません。

なお、その場合であっても、今回補助対象として選定するものは平成30年度に実施する内容に限定されますのでご注意ください。（平成31年度以降の技術開発の補助につきましては、平成31年度以降の予算の状況に応じ、改めて公募・選定を行います。）

4. 課題の選定

(1) 選定の方法

- ① 提出頂いた課題については、提出書類の審査に加え、プレゼンテーションを行って頂きます（場所：国土交通省又はその周辺の会議室を予定）。プレゼンテーションの実施日は 3 月 19 日（月）を予定しております。プレゼンテーションに参加できない場合には、提出書類のみで評価を行います。
- ② 外部学識経験者等の意見を踏まえた上で、予算の範囲内で課題を選定します。
なお、課題の選定は非公開で行い、その途中経過等に関する問い合わせには応じられません。また、選定に当たっては、提案内容、実施体制等に関して条件を付すことがあります。

(2) 選定基準

提案内容は以下に示す事項に基づき、総合的に評価します。

- ① 造船業における生産性向上効果の評価指標、評価手法、目標設定等が適正であること。
- ② IoT 技術を活用する等、既存の技術に比べ革新性を有している技術開発であること。
- ③ 研究開発成果について、早期に実用化する見込みがあること。
- ④ 研究開発成果について、生産性向上の見込みが大きいこと。
- ⑤ 社会的ニーズ（造船業の生産性向上の他、環境への影響低減や造船技能者の安全性向上等）に相違していないこと。
- ⑥ 人材、設備、研究実績等事業実施体制が確保されていること。
- ⑦ 事業計画の設定が妥当であり、実施方法、スケジュール、費用等が具体的かつ合理的に策定されており、費用対効果が高いこと。

(3) 結果の通知

課題が選定された後、提案者に対して選定結果を 3 月下旬～4 月上旬頃に通知します。なお、選定されなかった理由や選定過程の問い合わせには応じられません。

(4) 虚偽記載等に対する措置

提案書類への虚偽記載等が判明した場合は、評価結果の如何に拘わらず不採択とします。また、交付決定を通知した後に判明した場合には当該交付決定を取り消し、判明した時点において既に補助金を交付している場合には当該補助金の返還を求めます。

5. 成果評価の実施

補助事業者に対し、事業目的の達成度合いを判断する目的で、年度末に成果評価を行います。また、技術開発終了後 5 年間、成果の活用・普及活動、実用化への進展状況等に関するフォローアップ調査を行うことがあります。

6. 秘密の保持

提案書類は補助事業の選定にのみ使用し、提案者の了解なしに内容等の公表は行いません。

7. 応募に関する問い合わせ先

連絡先 : 国土交通省 海事局 船舶産業課 高木、奥立

電話番号 : 03-5253-8634

メールアドレス : hqt-i-shipping_production@ml.mlit.go.jp

なお、選定の経過等に関する問い合わせには応じられません。日本語のみ可。

補助対象経費について

1. 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、造船技術に関する研究開発を目的とする事業及び当該事業の効率的かつ計画的な執行を推進するために必要な経費とします。その項目は、施設費、機械装置費、工具器具備品費、材料費、使用料、プログラム取得費、直接人件費、外注費及びその他経費です。各項目の内容は下表を参照してください。

提案に際しては、補助事業の実施に必要な経費を下表の項目に区分してください。

補助金交付申請時には、各項目の詳細な積算根拠を提示していただきます。

表. 補助対象となる経費

①	施設費	事業に直接必要な構築物の購入、建造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費（ガス、水道、暖房、照明、通風等船舶又は構築物に附属する施設の買い受け等に要する経費を含み、専ら事業に使用され、かつ、事業に必要不可欠なものに限る。）
②	機械装置費	事業に直接必要な機械又は装置の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費
③	工具器具備品費	事業に直接必要な工具、器具又は備品（木型、金型及び試験器具を含む。）の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け又は修繕に要する経費
④	材料費	事業に直接必要な原材料又は部品の購入又は製造に要する経費（試作品の製造に必要な経費を含む。）
⑤	使用料	試験設備又は電子計算機の使用に要する経費
⑥	プログラム取得費	事業に直接必要な電子計算機用プログラムの購入、作成、改良又は借入れに要する経費
⑦	直接人件費	研究開発に直接従事する研究開発職員、工員の直接作業時間に対する人件費、事業を実施するために直接必要なアルバイトに係る人件費等の経費
⑧	外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価、データの取得・分析等の外注に必要な経費及び研究開発要素のうち主要でない部分を委託するための経費
⑨	その他	補助事業に直接かかる上記以外の経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、会場借料、諸謝金など）

2. 補助対象経費の注意事項

(1) 補助事業実施に直接かかる経費のみ補助対象となります。間接的に必要となる経費（管理費・事務費等）は補助の対象となりません。

(2) 補助金の額は、以下のとおり算出してください。

- ① 直接人件費のうち技術者給は、基本給の他通勤手当、家族手当、住居手当、賞与及び法定福利費とし（退職給付金引当金等は除外する。）、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金は、実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価の見込額（日給又は時間給）として、常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。
- ② 旅費は補助事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は成果の発表、普及を行うための旅費に限り、単価は、社内規定又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例によります。
- ③ 会議費の単価は、1人当たり1,000円以内とします。
- ④ 補助事業者等が所有する設備の借料等は、補助の対象外です。
- ⑤ 謝金の単価は、社内規定等により常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。

(3) 借入に要する経費は補助対象期間の借料のみが補助対象となります。

(4) 補助金の額については、次に掲げる経費を含まないものとします。

- ① 補助事業以外にも用いられる建物等施設に関する経費
- ② 机、いす、複写機等通常備えるべき設備・備品及びパソコン等の汎用品を購入するための経費
- ③ 研究開発の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費。
- ⑤ 光熱水料、研究開発を管理する職員並びに研究開発に間接的に従事する職員（総務、会計事務等）及び工員の人件費等補助金による研究開発に直接関連しない経費
- ⑥ 補助事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難な経費

(5) 補助金に係る消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）を減額して交付申請をしてください。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

選定結果の通知から補助金交付決定までの流れは以下のとおりとなります。

